

緊急銃猟を行う捕獲者チェックリスト

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須事項)	第一種銃猟免許を所持している ※装薬銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	第二種銃猟免許を所持している ※空気銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項(夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目(麻醉銃猟をする場合は除く))	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃(特定ライフル銃を除く)にあつては次のアに掲げる範囲)に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む)は問わない。 ア 標的の中心から二・五センチメートル イ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
年 月 日		
名前		

※捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。また、鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて行う捕獲、いわゆる登録狩猟、指定管理鳥獣捕獲等事業であるかを問わない。

※「同種の銃器」が示す「種類」とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃の3種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。